

労働委員会活性化のための検討委員会各報告書に基づく都道府県労働委員会等の取組状況について（大意）

第1 検討経緯

平成24年7月13日全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会決定に基づき、労働委員会活性化のための検討委員会は、第1次、第2次及び第3次報告書並びに作業委員会報告を受けて各都道府県労働委員会及び各ブロックが行った活性化の取組状況についてフォローアップするために、都道府県労働委員会に対するアンケート調査等を行った。本報告は、その結果を取りまとめたものである。

第2 第2次報告書及び作業委員会報告関係

第2次報告書は、平成22年10月より迅速・的確な審査手続を充実させるための方策について検討を行い、平成23年6月にその結果を取りまとめたものである。

第2次報告書を受け、平成24年7月には作業委員会が審査処理モデル・申立書モデルの作成等について検討結果を取りまとめ、さらに、同年10月には「三者委員による解決策の勧告」及び初審において審問を経ずに命令交付する手続を内容とする労働委員会規則の一部改正が行われた。

本章は、上記の経緯を踏まえ、第2次報告書及び作業委員会報告により紹介、提案された事項並びに上記規則改正による審査業務の運用等の変化を中心に、アンケートを実施した結果である。

1 審査期間の目標の設定に関する取組状況について

審査期間の目標については、平成23年1月1日から平成25年4月1日までの間に、11労委が標準的な事件の審査期間の目標の短縮を行っている。

この結果、標準的な事件の審査期間の目標については、平成25年4月1日現在、47都道府県労働委員会中、1年以内の期間を設定している労働委員会が24労委（51.1%）と最も多く、次いで、1年6箇月とする労働委員会が18労委（38.3%）となっている。

2 審査手続の運用に関する取組状況について

(1) 申立てから結審までの間における運用に関する取組

申立てから結審までの間における運用に関する取組としては、第2次報告書に示

された取組が多くみられるほか、独自の工夫例として、書面等の提出や求釈明の時期、調査の各段階で主眼を置くべき事項等、審査の流れに即した体系的な要領を定め、運用することにより、審査が効率的に進むよう取り組んでいる労働委員会などがある。

(2) 結審から命令交付までの間における運用に関する取組

ア 命令書作成に関する取組

命令書作成に関する取組としては、第2次報告書に示された取組が多くみられるほか、的確な命令書を迅速に起案するための独自の工夫例として、審査委員と担当職員による「命令方針検討会」を開催して、心証や判断枠組み等の再確認、命令原案作成のスケジュールの策定などを行い、命令書作成に向け、適宜、綿密な打合せを行うなどの命令起案についての作業プロセスを確立した労働委員会などがある。

イ 合議に関する取組

合議に関する取組としては、合議に先立ち、命令案等合議資料を各委員に事前送付する取組がみられるほか、結審後の早い段階から公益委員間の自由討論を促し、各委員から形成しつつある心証を担当職員に示してもらうことで、早期に判断の方向や理由付け等の整理作業を行うことにより、合議における円滑な討論及び意見集約ができるよう取り組んでいる労働委員会などがある。

(3) 和解に関する取組

和解に関する取組としては、和解作業を審査手続・命令作業と並行して進行することにより、審査の遅延防止に取り組む労働委員会が多くみられるほか、担当委員が期日外にも当事者と接触し、和解の意向確認や和解条件の調整を行う労働委員会もある。

3 審査手続の簡素化・合理化、利用しやすい手続のための取組について

(1) 不当労働行為救済申立書に関する取組

平成23年1月1日から平成25年4月1日までの間に、16労委において不当労働行為申立書についての工夫・取組が行われている。

このほか、13労委において、工夫・取組を検討中又は今後予定しており、10労委においては、従前から記載例をHPに掲載するなどの工夫・取組が行われている。

(2)改正労働委員会規則の規定に基づく手続の運用状況

ア 「三者委員による事件の解決のための勧告」を行った事例

平成24年10月1日から平成25年4月1日までの間に、労働委員会規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対し、会長（審査委員）及び参与委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行ったことがあるのは、2労委2件であった。

イ 審問を経ないで命令を発した事例

平成24年10月1日から平成25年4月1日までの間に、労働委員会規則第43条第4項の規定に基づき、初審において審問を経ないで命令交付した事例は、1労委1件であった。

4 これまでに行った取組・工夫の中で、審査の迅速化・的確化を図る上で特に効果が高いもの、あるいは高い効果が期待されるものについて

(1)審査の進行等の迅速・的確化に資する取組

審査の進行等の迅速・的確化に特に効果的なものとしては、第2次報告書に示された取組のほか、独自の工夫として、代理人弁護士が選任されていない事件において、当事者双方に対し、審査委員による指導や審問において明らかにすべき事項を記した書面を交付するなどの取組があげられている。

(2)命令起案や合議の迅速・的確化に資する取組

命令起案や合議の迅速・的確化に特に効果的なものとしては、第2次報告書に示された取組のほか、独自の工夫として、審問終結が見えてきた段階で、審査委員以外の公益委員にも関係資料を配付して、合議前の段階で公益委員会議での検討に着手するなどの取組があげられている。

第3 第3次報告書関係

第3次報告書は、平成23年10月より増加しつつある個別労働紛争の解決への適切な対応を促進し、調整手続を充実させるための方策について検討を行い、平成24年7月にその結果を取りまとめたものである。

本章は、同報告書により紹介、提案された事項に関して、その取組・検討の状況等についてアンケートを実施した結果である。なお、第3次報告書の取りまとめ・配布から本アンケート調査の実施までは約8箇月という短期間であったことから、従前からの取組について

も併せて把握した。

1 個別労働紛争の適切な解決のための取組・課題

(1) 個別労働紛争処理制度の共同PR事業の総括（周知月間の取組等も含む。）

第3次報告書（7～8頁）において紹介、提案された事項について、従前から取組を実施しているとするものが16労委（37.2%）であり、第3次報告書を参考に、新たな取組を実施したかどうかについては、「新たな取組を実施済み」及び「計画中」を合わせると、46.5%の労働委員会が報告書を受けて取組を開始したとしている。

(2) 労働相談からあっせん申請まで

ア 労委自らの労働相談

第3次報告書（10頁）において紹介、提案された事項について、従前から取組を実施しているとするものが23労委（53.4%）であり、第3次報告書を参考に、新たな取組を実施したかどうかについては、「新たな取組を実施済み」及び「計画中」を合わせると、23.3%の労働委員会が報告書を受けて取組を開始したとしている。

イ 都道府県労政主管部局との連携

第3次報告書（14頁）において紹介、提案された事項について、従前から取組を実施しているとするものが26労委（60.5%）であり、第3次報告書を参考に、新たな取組を実施したかどうかについては、「新たな取組を実施済み」及び「計画中」を合わせると、25.6%の労働委員会が報告書を受けて取組を開始したとしている。

ウ 都道府県労働局等との連携

第3次報告書（16～20頁）において紹介、提案された事項について、従前から取組を実施しているとするものが18労委（41.9%）であり、第3次報告書を参考に、新たな取組を実施したかどうかについては、「新たな取組を実施済み」及び「計画中」を合わせると、46.5%の労働委員会が報告書を受けて取組を開始したとしている。

(3) 労働委員会による個別労働紛争あっせん状況

第3次報告書（21～25頁）において紹介、提案された事項について、従前から取組を実施しているとするものが21労委（48.8%）であり、第3次報告書を参考に、

新たな取組を実施したかどうかについては、「新たな取組を実施済み」及び「計画中」を合わせると、30.3%の労働委員会が報告書を受けて取組を開始したとしている。

(4) 解決率の向上及び処理期間短縮のための取組状況

ア 新たな取組の状況

第3次報告書（26～28頁）において紹介、提案された事項について、従前から取組を実施しているとするものが25労委（58.1%）であり、第3次報告書を参考に、新たな取組を実施したかどうかについては、「新たな取組を実施済み」「計画中」を含めると、25.6%の労働委員会が報告書を受けて取組を開始したとしている。

イ 個別労働紛争のあっせんに係る処理状況

(ア) 解決率の向上についての取組状況

解決率については、平成20年度及び23年度いずれも73.1%と、一定の高い水準を維持している。なお、この間に、解決率が改善したものは、25労委と約6割に達している。

(イ) 処理期間短縮のための取組状況

事件ごとの平均所要日数については、平成20年度が31.6日であるのに対し、23年度においては32.3日となっている。

(5) 労働委員会における個別労働紛争処理に係る体制の状況

第3次報告書（30～31頁）において紹介、提案された事項について、従前から取組を実施している等とするものが19労委（44.2%）であり、第3次報告書を参考に、新たな取組を実施したかどうかについては、「新たな取組を実施済み」及び「計画中」を合わせると、41.9%の労働委員会が報告書を受けて取組を開始したとしている。

2 労働争議調整手続の充実・強化のための取組（集団的労使紛争）

第3次報告書（35～37頁）において、紹介、提案された事項について、第3次報告書を参考に新たな取組を実施したかについては36.2%の労働委員会が「はい（計画中を含む。）」と答えており、報告書を受けて何らかの取組を実施した（又は計画中）としている。

第4 第1次報告書関係

第1次報告書は、多くの労働委員会が事件数の低位安定状況に置かれている中で、労働委員会の認知度を高めつつ、紛争処理能力を維持していくため、平成21年11月より、①労働

委員会の認知度を高めるための方策、②委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策、③紛争の未然防止のための方策という3つの方策について検討を加え、平成22年7月にその結果を取りまとめたものである。本章は、全国労働委員会連絡協議会事務局が平成23年度に実施した「労働委員会活性化のための検討委員会第1次報告書を受けた都道府県労働委員会及び各ブロックの取組状況調査」（以下「23年度調査」という。）との比較も行いつつ、その実施状況についてアンケートを実施した結果である。

1 労働委員会の認知度を高めるための方策について

- (1) 認知度を高めるための方策として効果があったと思われる取組については、「マスコミ等を通じた情報発信」に関するものを挙げる労働委員会が33労委と最も多かった。
- (2) 次に効果があったと思われる取組としては、ホームページの作成・充実を挙げた労働委員会が多く、24労委あった。ホームページの充実等については、23年度調査の時点で41労委が何らかの改善を行っていたが、今回調査によると新たに3労委がホームページの改善を行っており、第1次報告書が取りまとめられた平成22年7月以降で44労委が、ホームページについて何らかの改善に取り組んでいた。
- (3) その他効果があったと思われる取組としては、「関係機関との連携」（14労委）、「無料相談会の実施」（8労委）を挙げる労働委員会が多かった。

2 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策について

- (1) 委員に対する研修の実施状況について、23年度調査では平成22年度の委員に対する研修実施回数を調査し、その結果は36労委で延べ226回となっていた。
今回の調査では平成24年度の委員に対する研修の実施状況を調査したところ、23年度調査と比べると増加傾向にあり、平成24年度の委員に対する研修は、44労委で延べ330回となっていた。
- (2) 次に、事務局職員に対する研修については、多くの労働委員会で委員に対する研修と合同で実施されていた。その他、都道府県労働局が実施する各種改正法の説明会や日本労使関係研究協会の実施する個別労働紛争処理に関する研修を受講する事例も見られた。
労働委員会の事務局職員については、審査事案の複雑化や長期化への対応を課題として認識しているとの回答もあり、人事担当部局に対して労働委員会事務局経験

者の再配置や法制経験者、法学部経験者の配置、人事異動サイクルの長期化を求めている労働委員会もあった。

3 紛争の未然防止のための方策について

調査結果では、紛争の未然防止のための取組としては、①ホームページ等を活用したもの（トラブル予防リーフレットの掲載、個別事例の紹介等）と②アウトリーチの手法を採るもの（経営者団体、労働者団体、高等学校等への出前講座）の2つのアプローチに大別された。

第5 その他

1 活性化に取り組む中での問題点、要望、提案等について

活性化に取り組む中で感じた問題点や要望としては、労働委員会の認知度を高める方策や研修のあり方等個別の設問に関するもののほか、他の都道府県労働委員会が行う活性化の取組を参考にできるよう、全国の労働委員会の活性化の取組について情報提供を求めるものがあった。

2 活性化の取組の成果についての数値等による評価について

活性化の取組の成果について、数値その他何らかの形で評価を行っている」と回答した労働委員会は11労委であった。

なお、本設問に関連して、活性化の取組のために独自の検討の場を設け、又は、総会や公益委員会議において、定期的な検討を行う、あるいは、活性化の取組の計画を策定しその結果を検証するなど、活性化の取組のための態勢の整備を図っている労働委員会もみられた。

第6 結語

当検討委員会は、「労働委員会が置かれている現状を踏まえ、労働委員会が、その機能を発揮し、使命を十分に果たすための具体的方策とともに、社会的にその存在意義を高めるための機能の拡充等について、検討を行い、もって労働委員会の一層の活用を図ること」を任務として、平成21年11月の全国労働委員会連絡協議会運営委員会において設置されたものである。

こうした労働委員会活性化の取組については、当検討委員会の設置以前より、既に一部の労働委員会においては、独自の先進的な取組がなされてきた。

今回の調査をみると、当検討委員会の第1次から第3次までの報告書及び作業委員会報告における事例紹介や提言等を通じて、活性化の取組が一部の労働委員会から各都道府県労働委員会に広がり、総じて、これらの報告書を指針として、真摯な取組がなされるようになってきたものと考えられる。

しかしながら、個別具体的にみると、「労働委員会が、その機能を発揮し、使命を十分に果たす」という活性化の取組の目標に照らしたときに、現在の取組は、なお、道半ばということができ、実際、各都道府県労働委員会が置かれた状況に差異はあるものの、その取組の間には、大きな温度差がみられるところである。したがって、緒に就いたばかりの活性化の取組を定着させ、労働委員会全体としての大きな成果につなげるためには、各都道府県労働委員会にあっては、本報告の本文及び資料編を十分に参照しつつ、また、ブロック単位での情報交換等を交えながら、事件係属件数の状況や関係機関との連携等を含めて、自らの置かれた状況を把握・分析の上で、これまで以上に、実情に応じた創意工夫に基づく自律的な取組を継続していくことが必要と考えられる。

本アンケート調査の取りまとめをもって、当検討委員会はその任務を終えることになるが、全国労働委員会連絡協議会運営委員会においては、各都道府県労働委員会の活性化の取組状況についての情報の共有や経験の交流の場の継続的な確保等を通じて、各都道府県労働委員会の継続的かつ自律的な取組の支援に努められるよう強く希望する。